

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日、  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 建築士法施行細則の一部改正
- ◇告示 種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額  
ニユールカソスル病予防に關する規則に基く  
移入禁止区域の指定解除  
の指定
- 保安施設地区の指定予定  
保安隊員の試験期日等の変更  
土地改良事業計画の審査について
- ◇公告 昭和二十九年度二級建築士試験  
昭和二十八年年度農業（生活）改良普及員合  
格者  
昭和二十九年年度生活改良普及員採用試験公  
告

## 規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

昭和二十九年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「当該試験の後に行われる第二回までの二級建築士試験を受ける場合に限り当該科目及び第一回の試験」を「昭和二十九年十二月三十一日までに行われる二級建築士試験を受ける場合に限り当該科目及び当該試験の後」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

## 告示

### 鳥取県告示第九十九号

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例

(昭和二十九年三月鳥取県条例第四号)第二条の規定により種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額を次のように定める。

昭和二十九年四月二十三日

鳥取県知事 西尾愛治

供用種雄畜名	種類	種付手数料	精液譲渡手数料	精液注入手数料	備考
第十三スプリングジュマイマフェーン	ホルスタイン種	出張種付の場合 ひきつけ 一、〇〇〇円	三五〇円	二〇〇円	鳥取県種畜場繋養
第四十三キングベツシーゼラル	"	出張 ひきつけ 一、二〇〇円	三五〇円	二〇〇円	"
キングベツシーゼジスマツキンレー	"	出張 ひきつけ 一、二〇〇円	三五〇円	二〇〇円	"
生田	黒毛和種	出張 ひきつけ 一、二〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	"
第三若力	"	出張 ひきつけ 一、二〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	"
ヒストンウッドランズブリンズ十五世	中ヨークシャー種	二、五〇〇円	一、〇〇〇円	二〇〇円	"
ヒストンウッドランズバイントリー	"	一、〇〇〇円	七〇〇円	二〇〇円	"
白雲	日本コリデール種	五〇〇円	一〇〇円	二〇〇円	"
報徳S	日本ザーネン種	五〇〇円	一〇〇円	二〇〇円	"

鳥取県告示第二百号

昭和二十九年三月鳥取県告示第百八号をもつて公示したニューカツスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定による移入禁止区域(山口県)の指定を解除する。

昭和二十九年四月二十三日

鳥取県知事 西尾愛治

昭和二十九年四月二十三日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県告示第二百二号

次の土地について農林大臣から保安施設地区に指定する予定の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年四月二十三日

鳥取県知事 西尾愛治

所在地	地番	全面積	指定面積	指定期間	指定の目的	申請者
鳥取 八頭 佐治 加茂 谷奥	一七八	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	一箇年	土砂崩壊防備のため	鳥取県知事
同 同 同 同 同	三〇八	一,〇一一	一,〇一一	同	同	同
同 同 同 同 同	三〇九	七〇,七〇九	七〇,七〇九	同	同	同
同 同 同 同 同	三五〇	〇,三三六	〇,三三六	同	同	同



第二 申込手続

一 申込期日

和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号)によつて個別に審査され受験資格を認められることがあります。

昭和二十九年五月一日から同年五月二十二日まで。(申込書を郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限ります。)

二 申込の方法

(1) 申込関係用紙の請求先

土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所(以下「土木出張所」という。)(郵送で請求する場合は表に(二級建築士試験申込用紙請求)と朱書し、所要の郵便切手をはつた宛先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。)

(2) 申込書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。

(イ) 実務経歴書

(ロ) 受験票

(ハ) 証明書その他の書類

受験資格のあることを証明する書類(これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類)又は建築士法第十五条第一号第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等。

(ニ) 写真(受験票に添付するもの)

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦五、五センチメートル、横四センチメートルのもの。

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受付けたときは受験番号と係員の印を押した受験票を渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 六月十九日(土曜日)

午前 建築計画

午後 建築施工、建築法規

第二日 六月二十日(日曜日)

午前 建築構造

午後 建築設計製図

備考 昭和二十六年二級建築士試験又は昭和二十七年

二級建築士試験若しくは昭和二十八年二級建築士試験に三科目又は四科目に合格点を得てその科目の試験の免除を受けるものは、残りの科目の試験だけを受けて下さい。

二 試験の場所

鳥取市立川五丁目

鳥取県立鳥取高等学校(元県立工業学校)

三 携行品

(1) 受験票(写真を添付したもの)

(2) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル—三

〇センチメートルの物指

(3) 晝食

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において公告し、試験科目のうち三科目又は四科目に合格点を得たものにはその旨本人に通知します。発表の期日は昭和二十九年七月十二日の予定です。

注意

(1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県建築課へ連絡して下さい。

(2) 詳細については、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)同法施行令(昭和二十五年政令第二百二号)同法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)を参照の上不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合せて下さい。(通信による場合は所要の郵便切手をはつた宛先明記の封筒又は葉書を同封のこと)

昭和二十八年年度鳥取県農業改良普及員及び生活改良普及員採用試験合格者を次のように公告する。  
採用候補者名簿の効力は昭和二十九年四月二十三日から昭和三十年四月二十二日までとする。

昭和二十九年四月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

昭和二十八年年度鳥取県農業改良普及員及び

生活改良普及員採用試験合格者

農業改良普及員

(受験番号)

(氏 名)

一八	種田 勝
二七	生田 敦三
二二	木村 仁
二五	太田 衍
一三	田中 貢
二〇	砂口 礼男
二六	南部 春也
五	山根 康孝

二八 石河 彌太郎  
生活改良普及員

(受験番号) (氏 名)

五三	梅林 良子
五四	下手 文
五五	佐伯 田鶴子

昭和二十九年年度鳥取県生活改良普及員採用試験公告

昭和二十九年年度鳥取県生活改良普及員採用試験につき次のように公告する。

昭和二十九年四月二十三日

鳥取県人事委員会

一 試験の対象となる職

鳥取県生活改良普及員

○職務の概要

専門的、科学的知識及び技術に基づいて、農村生活改善に必要な実態調査及び資料の作成を行い、直接農家を巡回し又は研究会等に出席して台所の改善、栄養料理

及び衛生管理等の啓蒙指導を行う職務で、この職務を行うには、専門的知識及び技術の修得又は経験を必要とする。

○給与

初任給は原則として五級一号(六、六〇〇円)でこの外扶養家族があれば扶養手当が、又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。

二 受験資格

A 学歴及び経歴

(C)に掲げる欠格事項がなく、次の各号の一に該当する者で生活改良普及員の資格試験に合格しているか、又は資格を有する見込のある者

- 1、学校教育法による大学、都道府県立農業講習所又はこれに相当する学園において家政に関する正規の課程を修めて卒業した者
- 2、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校若しくは農業講習所において家政に関する正

規の課程を修めて卒業した者

- 3、専門学校卒業程度検定試験により家政に関する学科目の検定試験に合格した者又は、旧実業学校教員検定、若しくは旧中学校、高等女学校教員検定により家政に関する学科目の検定に合格している者

- 4、学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令による実業学校、旧高等女学校令による高等女学校、旧中学校令による中学校、又はこれらに相当する学校、学園を卒業した者又は卒業資格検定試験に合格した者で、卒業又は検定試験合格後、次のいずれかの職務又はこれらを通算した職務歴が三年以上の者

- (1) 国、地方公共団体又はその他法人格を有する団体の家政に関する試験研究機関又は教育機関において、家政に関する試験研究又は教育
- (2) 国、地方公共団体又はその他法人格を有する団体における家政に関する技術についての普及

指導の奨励又は実務

- 5、旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において家政に関する課程を修めて卒業した者で、当該教育機関における修業年月と前号(イ)の職務に従事した期間が通算して三年以上に達する者
- 6、人事委員会が前各号に該当する者又はこれと同等以上と認めたる者

B 年令 制限いたしません

C 欠格事項

- 1、日本の国籍を有しない者
- 2、禁治産者及び準禁治産者
- 3、禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4、鳥取県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法

又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し又はこれに加入した者

三 試験の方法

A 第一次試験

筆記試験 教養試験及び専門試験

○教養試験 公務員として必要な一般的知能及び教養について択一法によつて行います。

○専門試験 生活改良普及員として必要な専門知識、経験等について次の分類によつて論文式で行います。

- イ 必須科目 1 農業一般 2 家事経済 3 被服及び住居 4 食物及び栄養 5 家庭保健及び衛生

ロ 選択科目 次の五科目のうちから二科目だけ選択して行います。

- 1 教育 2 育児 3 看護 4 家庭物理化学 5 家庭生物

ハ実地試験 農民生活の改善に関する教示及び展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行います。

B 第二次試験

第一次試験の合格者に対して次の分類によつて行います。

○口頭試問 主として人物についての面接による試験を行います。

○身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて行います。  
○身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の眞否、その他について身上調査を行います。

備考

1 第一次試験筆記試験のうち「専門試験」は鳥取県知事が行う「昭和二十九年度生活改良普及員資格試験」と共同で行います。

2 既に生活改良普及員の資格試験に合格している方は専門試験は除くことができます。しかし改めて専門試験を受けることはできません。

四 試験の日時及び場所

A 第一次試験

1 教養試験だけ受験する者

昭和二十九年六月二日(水)午後一時四十分から

2 専門試験も受験する者

昭和二十九年六月一日(火)から同三日(木)まで毎日午前八時四十分から

場所 鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

試験結果の発表

昭和二十九年六月下旬、県庁前に掲示するほか合格者に通知します。

B 第二次試験

昭和二十九年六月下旬に鳥取市において行いますが第一次試験の合格通知の際通知します。

○試験結果の発表 昭和二十九年七月上旬県公報に登載し、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

五 合格から採用までの経路

1 試験の合格者は採用候補者名簿に登載されたいえ、

